

**作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部における
競争的資金等の不正防止計画**

平成30年12月 6日
学長 渡 邊 弘

作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部（以下「本学」という。）は、文部科学省等その他の公的機関から配分される競争的資金等の適正な使用を徹底するため、競争的資金等の不正防止対策に関する基本方針に基づき、以下の通り「作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部における競争的資金等の不正防止計画」を策定し、実施する。

1. 責任体制の明確化

本学は、競争的資金等の運営・管理体制を適正に行うために、学内の運営・管理に関わる責任者が不正行為防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

不正を発生させると考えられる要因	要因を減少させるための取組み
<p>・競争的資金等の不正使用防止について、責任体制が不明確。 (不正防止対策に消極的になりやすい。)</p>	<p>①最高管理責任者である学長は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的資金等の運営・管理を行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。</p> <p>②統括管理責任者である教育研究・学生担当学長特別補佐は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。</p> <p>③コンプライアンス推進責任者である各学部・研究科の長、短期大学部科長及び大学・短期大学部事務局長は、統括管理責任者の指示の下、</p> <p>1) 自己の管理監督又は指導する学部・研究科、短期大学部、大学・短期大学部事務局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。</p> <p>2) 不正防止を図るため、学部・研究科、短期大学部、事務局の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員（学生を含む。）に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。</p> <p>3) 自己の管理監督又は指導する学部・研究科、短期大学部、事務局において、構成員が適切に競争的資金等の管理・執行を行っ</p>

	<p>ているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。</p> <p>④不正防止を積極的に推進するため、責任体制を明確に定め、ホームページで学内外に公表する。</p>
--	---

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正を発生させると考えられる要因	要因を減少させるための取組み
<p>・行動規範の理解不足や競争的資金等の使用ルールの誤った運用。 (意図しないルール違反が生じる。)</p> <p>・職務権限が不明確</p> <p>・研究者における競争的資金等の不正使用に対する認識が低い。</p>	<p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>①本学は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。</p> <p>②本学としてルールの統一を図り、ルールの解釈についても、学部・研究科、短期大学部、大学・短大事務局間で統一的運用を図る。</p> <p>③本学のルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。</p> <p>(2) 職務権限の明確化</p> <p>①競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、本学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。</p> <p>②業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。</p> <p>③各段階の関係者の職務権限を明確化する。</p> <p>④職務権限に応じた明確な決済手続きを定める。</p> <p>(3) 関係者の意識向上</p> <p>①競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定し、周知する。</p> <p>②競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育（本学の不正行為対策に関する方針及びルール等を学ぶ研修等）を実施するほか、e-learningによる研究倫理教育プログラムの受講を推進することにより、行動規範の遵守について理解及び意識の浸透を図る。</p> <p>③コンプライアンス教育の実施に際して</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金等の不正使用に係る調査手続き等に関する規程の整備及び運用の透明化が行われていない。 ・不正行為を発見した場合に、どこに相談又は告発すればよいのかわからない。 	<p>は、受講者の受講状況及び理解度について把握する。</p> <p>④本学の不正対策に関する方針及びルール等を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書の提出を求める。</p> <p>(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>①学内外からの告発等（学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など。）を受け付ける窓口を事務局総務課に設ける。</p> <p>②不正に係る情報が、窓口の担当者から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。</p> <p>③以下の（ア）から（オ）を含め、不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を整備する。</p> <p>（ア）告発等の取扱い （イ）調査委員会の設置及び調査 （ウ）調査中における競争的資金等の一時執行停止 （エ）認定 （オ）配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>④不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。</p> <p>⑤懲戒の種類及びその運用に必要な手続き等を明確にした規程等を整備する。</p>
---	--

3. 不正を発生させる要因の把握と具体的な不正防止計画の策定・実施

本学は、策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるように、実効性のあるチェックシステムを構築する。

不正を発生させると考えられる要因	要因を減少させるための取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止への取組みに対する認識が低下する。 	<p>(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>①不正を発生させる要因がどのような形であるのか、学部・研究科、短期大学部、大学・短期大学部事務局より、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を不正防止推進室へ集積し、本学全体の状況を体系的に整理・評価し、把握する。</p> <p>②把握した不正発生要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。</p>

	<p>(2)不正防止計画の実施</p> <p>①不正防止推進室は、不正防止計画推進部署として、本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当し、本学全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認する。</p> <p>②最高管理責任者は、率先して不正防止に対応することを学内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。</p> <p>③競争的資金等の不正防止計画は、文部科学省からの情報提供やほかの機関における対応等を参考し、必要に応じて見直しを行う。</p>
--	--

4. 競争的資金等の適正な運営・管理活動

不正を発生させると考えられる要因	要因を減少させる取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金等による研究等を円滑に実施できる仕組みが整備されていない。 ・物品の発注権限が不明確 発注段階で支払財源が特定されていない。 ・取引先業者の管理が不十分 ・物品等の納品検収の確認が不十分 (架空納品、架空請求が生じる。) 	<p>①予算の施行状況を検証し、実態とあったものになっているかを確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。</p> <p>②発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。</p> <p>③研究者と業者との癒着を防止する対策を講じる。このために、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を本学として定め、本学の不正対策に関する方針ルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮したうえで適正取引に関する誓約書等の提出を求める。</p> <p>④発注・検収業務については、原則として事務局が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。なお、検収は財源、金額に関係なく全ての事務部門が実施する。その際、現物照合後、物品が納品されないまま業者によって持ち帰られ、代金のみが架空請求されないよう注意する。</p> <p>⑤研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による一定金額以下の発注を認め、ルールに基づき運用する。その際、研究者の権限と責任について、研修等により周知する。</p> <p>⑥物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・旅費・謝金の実施の必要性が精査されていない。(必要のない旅費・謝金を支出してしまい、競争的資金等の私的流用が発生する。) ・旅費・謝金の実施確認が不充分(実態と乖離し、不適正な競争的資金等の支出につながる。) 	<p>等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施する。</p> <p>⑦特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で、契約上の使用書等に基づき、原則として有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書の履行が確認できる書類等により検収を行い、成果物がない場合は、検収担当者が立会い等による現物確認を行う。</p> <p>⑧換金性の高い物品(パソコン、タブレット端末等)については、備品登録対象金額以下であっても専用の管理番号シールにより、適切に管理する。</p> <p>⑨研究者に対し、出張・研修、謝金の必要性等、十分な確認を行う。</p> <p>⑩出張については、研究者の出張計画の実施状況等を、出張報告書及び宿泊事実確認書類、旅費を証明する書類等、本人等へのヒアリングにより、実態を把握する体制をとる。</p> <p>⑪非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務局が実施する。</p> <p>⑫研究者が、アルバイト学生等を雇用する場合は、雇用された学生等は、原則として日々の業務開始前に出勤簿に押印することとする。</p>
--	---

5. 情報発信・共有化の推進

不正を発生させると考えられる要因	要因を減少させるための取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金等の使用に関するルールや事務処理手続きについて、相談する窓口が設置されていない又は不明確 ・競争的資金等の不正使用に関する申立てを受け付ける窓口が学内外に周知されていない。 	<p>①競争的資金等の使用に関するルールや事務処理手続き等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を事務局総務課に設置する。</p> <p>②競争的資金等の不正使用に関する申立て受付窓口を事務局総務課に設置する。</p> <p>③競争的資金等の不正への取組みに関する本学の方針等や相談窓口、申立て窓口をホームページ等において外部に公表する。</p>

6. モニタリングの在り方

不正を発生させると考えられる要因	要因を減少させるための取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングが定期的に行われない。 	<p>①競争的資金等の適正な管理のため、本学</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング制度が機能していない。 ・監事、会計監査人の監査の情報伝達不足 	<p>全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。</p> <p>②監事は、抽出による研究者へのヒアリングを定期的あるいは臨時的に行い、現状把握に努める。</p> <p>③監事及び会計監査人は、毎年度、定期的にルールに照らして会計書類の形式的要件が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制に不備がないか検証を行う。</p> <p>④監事は、不正防止計画推進部署である不正防止推進室との連携を強化し、不正が発生する要因を分析し、必要に応じて不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、かつ機動的なリスクアプローチ監査を実施する。</p> <p>⑤監事は、モニタリング及び監査に関し、最高管理責任者と直接協議する。</p> <p>⑥監事は、会計監査人との連携を強化し、お互いの意見、情報を共有し、その後の監査に反映する。</p> <p>⑦本学は、文部科学省が実施する調査について協力する。</p>
---	--